

# 令和7年度 機械設備積算基準の改定について

(前)国土交通省 大臣官房 参事官 (イノベーション) グループ 施工企画室

課長補佐 く どう 工藤 だいすけ 大輔

## 1. はじめに

機械設備積算基準は、国土交通省で発注する治水事業及び道路事業等における機械設備工事、機械設備点検・整備等の適正な予定価格の算定を目的として、積算に必要な事項を定めたもので、工事等の施工実態調査、諸経費動向調査及び一般管理費等調査などの各種実態調査により、社会情勢の変化や施工形態の変化などを的確に把握し、積算に用いる歩掛や機械経費、諸経費率及び一般管理費等率に反映しています。

工事積算に関しては、水門設備、ゴム引布製起伏ゲート設備、揚排水ポンプ設備、ダム施工機械設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、消融雪設備、道路排水設備、共同溝付帯設備、駐車場設備、車両重量計設備、車両計測設備、道路用昇降設備、ダム管理設備、遠方監視操作制御設備、河川浄化設備及び鋼製付属設備の17工種の製作据付工事、ならびにこれらに関する塗装工事について定めています。

また、点検・整備積算に関しては、水門設備、揚排水ポンプ設備、トンネル換気設備、トンネル非常用施設、道路排水設備、消融雪設備について定めています。

本稿では、令和7年度 機械設備積算基準の改

定概要について紹介します。

## 2. 令和7年度 機械設備工事積算基準の改定

機械設備工事積算基準における請負工事費の構成は図-1のとおりです。

令和7年度においては、水門設備、揚排水ポンプ設備、塗装に関する一部歩掛の改定を行いました。

### (1) 水門設備

#### ○二次コンクリート及び型枠費の改定

二次コンクリート及び型枠費として、小形水門設備におけるコンクリート打設、型枠、養生に関する費用を定めています。

施工実態調査に基づく分析の結果、表-1のとおり改定を行いました。

### (2) 揚排水ポンプ設備

#### ○付帯設備据付材料費(受変電設備)の改定

付帯設備据付材料費(受変電設備)として、揚排水機場に設置する引込設備材料や引込設備から受変電設備までの配管・配線材料等に関する費用を定めています。

受電電圧が低圧の場合の付帯設備据付材料費(受変電設備)は、「付帯設備据付労務費×付帯設

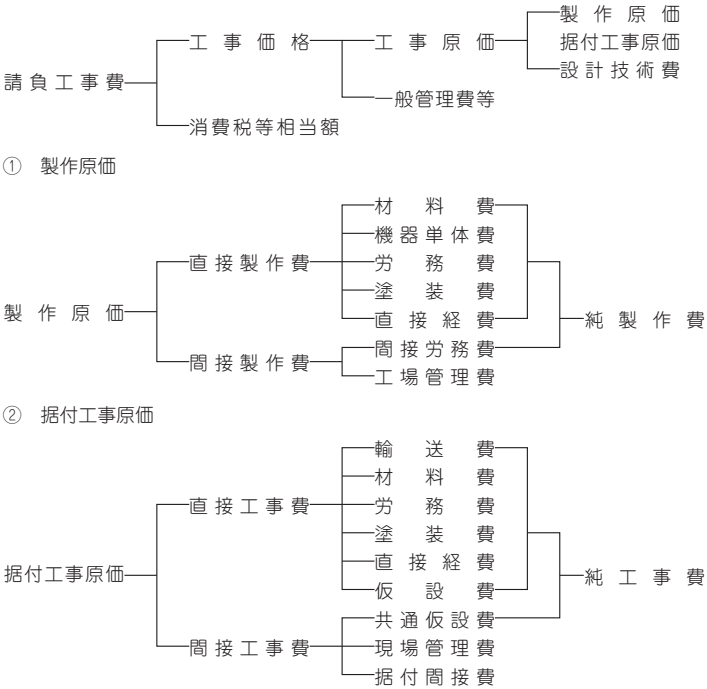


図-1 請負工事費の構成

表-1 二次コンクリート及び型枠費の改定内容

現行

二次コンクリート及び型枠費（円 / 式）＝据付労務費（円 / 式）×二次コンクリート及び型枠費率（％）  
据付労務費（円 / 式）＝職種別据付工数（人 / 式）×職種別賃金（円 / 人）  
据付労務費：標準据付工数で算出される職種別労務費の合計である。  
なお、二次コンクリート及び型枠費率は、下表による。

表 二次コンクリート及び型枠費率（％）

| 区 分  |                                     | 二次コンクリート及び型枠費率 |
|------|-------------------------------------|----------------|
| 小形水門 | プレートガーダ構造ローラ・スライドゲート<br>（三方水密・四方水密） | 7              |

（注） 1. 二次コンクリート及び型枠費に含む内容は、コンクリート打設、型枠、養生である。  
コンクリートはつり、仮設足場等が必要な場合は、別途積上げるものとする。  
2. 化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。

改定

1) 材料費  
コンクリート及び型枠等の材料費を積上げ計上するものとする。  
2) 施工工数  
施工工数は、次式による。  
Y（人 / 式）＝y（人 / 門）×門数（門）  
Y：設備 n 門当りの施工工数（人 / 式）  
y：設備 1 門当りの標準施工工数（人 / 門）  
なお、標準施工工数は、下表のとおりとする。

表 二次コンクリート及び型枠標準施工工数

| 区 分  |                                         | 標準工数<br>（人 / 門）   | 摘 要             | 職種別構成割合（％） |       |
|------|-----------------------------------------|-------------------|-----------------|------------|-------|
|      |                                         |                   |                 | 土木一般世話役    | 普通作業員 |
| 小形水門 | プレートガーダ構造<br>ローラ・スライドゲート<br>（三方水密・四方水密） | y = 1.96 x + 3.28 | x：コンクリート打設量（m³） | 70         | 30    |

（注） 1. 標準施工工数の範囲は、二次コンクリートの打設・一般養生、一般型枠の製作・加工・組立・設置・解体・撤去ま  
でとし、コンクリートのはつりや仮設足場等が必要な場合は別途積上げるものとする。  
2. コンクリートの特殊養生が必要な場合や、化粧及び円形型枠を使用する場合は、別途積上げるものとする。  
3. 中・大形水門、堰、及び起伏堰については、必要な工数を別途積上げるものとする。

3) 機械経費  
現場条件に応じて、必要な機械器具を積上げ計上するものとする。

表－２ 工場塗装工及び現場塗装工歩掛の改定内容

① 工場塗装工歩掛 (人/100 m<sup>2</sup>/回)

| 作業区分       | 適用範囲<br>【追加】          | 橋りょう塗装工 |                           | 摘 要                      |
|------------|-----------------------|---------|---------------------------|--------------------------|
|            |                       | 現行      | 改定                        |                          |
| プライマー処理    | x < 60 m <sup>2</sup> | 1.4     | 48.53 x <sup>-0.855</sup> | x：施工面積 (m <sup>2</sup> ) |
|            | x ≥ 60 m <sup>2</sup> |         | 1.4                       |                          |
| エアレススプレー塗り | x < 60 m <sup>2</sup> | 1.4     | 48.53 x <sup>-0.855</sup> |                          |
|            | x ≥ 60 m <sup>2</sup> |         | 1.4                       |                          |
| はけ塗り       | 全面積                   | 2.1     | 2.1                       |                          |

② 現場塗装工歩掛 (人/100 m<sup>2</sup>/回)

| 作業区分       | 適用範囲<br>【追加】          | 橋りょう塗装工 |                           | 摘 要                      |
|------------|-----------------------|---------|---------------------------|--------------------------|
|            |                       | 現行      | 改定                        |                          |
| プライマー処理    | x < 60 m <sup>2</sup> | 1.4     | 48.53 x <sup>-0.855</sup> | x：施工面積 (m <sup>2</sup> ) |
|            | x ≥ 60 m <sup>2</sup> |         | 1.4                       |                          |
| エアレススプレー塗り | x < 60 m <sup>2</sup> | 1.4     | 48.53 x <sup>-0.855</sup> |                          |
|            | x ≥ 60 m <sup>2</sup> |         | 1.4                       |                          |
| はけ塗り       | 全面積                   | 2.8     | 2.8                       |                          |

備据付材料費率×補正係数」によって算出することとしていましたが、施工実態調査に基づく分析の結果、「(材料所要量) × (材料単価)」による積上げに改定を行いました。

(3) 塗 装

○工場塗装工及び現場塗装工歩掛の改定  
工場及び現場における塗装の歩掛を定めています。  
施工実態調査に基づく分析の結果、表－２のとおり改定を行いました。

3. 令和7年度 機械設備点検・整備積算基準の改定

機械設備点検・整備積算基準における点検・整備費の構成は図－２のとおりです。  
令和7年度においては、トンネル換気設備の標準点検工数に関する一部作業範囲の変更、共通仮設費のうちダム用水門設備について改定を行いました。

(1) トンネル換気設備の標準点検工数に関する一部作業範囲の変更  
トンネル換気設備（ジェットファン）に関する技術基準類の改定に伴い、標準点検工数における作業範囲の一部見直しを実施しました。

(2) 共通仮設費（ダム用水門設備）の改定  
共通仮設費は、点検整備に使用する機械器具や仮設材の運搬費、点検整備に従事する点検整備工の派遣費や宿泊費、安全管理に要する安全費及び点検整備記録・報告書等の作成や打合せ等に要する技術管理費から構成されています。  
諸経費動向調査の結果から、最新の実態を反映し、表－３のとおりダム用水門設備について改定を行いました。

表－３ 共通仮設費率の改定内容

| 機械設備名   | 共通仮設費率（％） |    |
|---------|-----------|----|
|         | 現行        | 改定 |
| ダム用水門設備 | 19        | 23 |

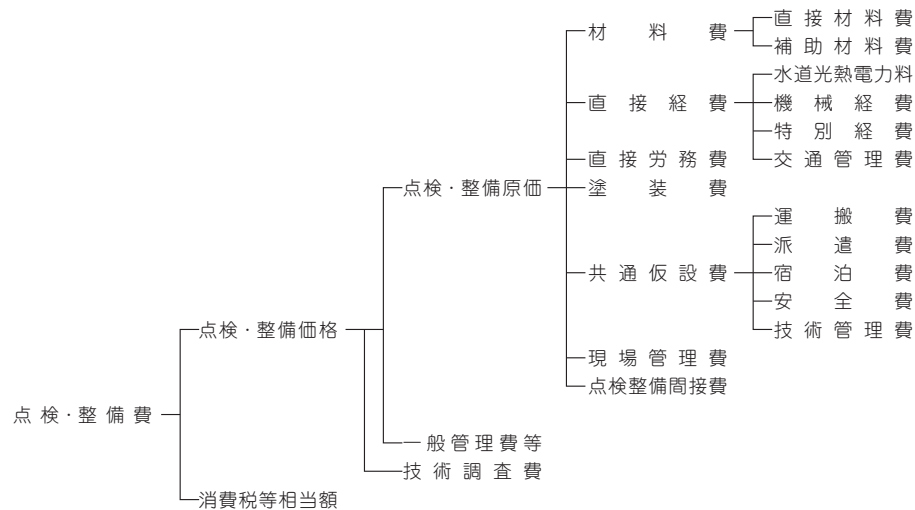


図-2 点検・整備費の構成

## 4. おわりに

機械設備積算基準は、予定価格の算定に必要な標準的な歩掛、機械経費、諸経費及び一般管理費等を定めたものであり、現場実態を適切に反映させる必要があります。

そのため、今後も施工実態調査、諸経費動向調

査及び一般管理費等調査などの各種調査により現場実態を把握し、適切な予定価格の算定に向けて積算基準の制定・改定に努めてまいります。

なお、本積算基準は、標準的な施工を想定した予定価格を算定するための基準であり、実施工現場における工法等を規定するものではありません。

本基準の趣旨を理解いただき、適切な運用をお願いします。